

## 社会福祉法人米原市社会福祉協議会備品貸し出し事業実施要綱

### （目的）

第 1 条 本事業は、備品の貸し出しを行い、もって地域福祉活動の増進に資することを目的とする。

### （実施主体）

第 2 条 本事業の実施主体は、社会福祉法人米原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

### （対象者）

第 3 条 本事業の対象者は、米原市内の地域福祉活動を推進する団体等で、その活動が米原市内の福祉の増進を目的とするものであると本会会長が認めたものとする。

2 営利を目的とするものには、貸し出しを行わないものとする。

3 自治会、福祉団体、小地域福祉委員会等への貸し出しとする。

### （貸出備品）

第 4 条 本事業において貸し出す備品は、別表 1 に掲げるものとする。

### （貸出期間）

第 5 条 本事業の貸し出し期間は、最長 3 日とする。ただし、本会会長が必要と認めた場合はこの限りでない。

### （利用受付）

第 6 条 備品を借り受けようとする者（以下「利用者」という。）に対しては、備品を利用する日の属する月の 3 ヶ月前の 1 日から受付を行い、利用者は、その日から利用当日までに備品使用申込書（別記様式第 1 号）を本会会長に提出しなければならない。ただし、8 月分の貸し出しについては 5 月 1 日より 5 月第 2 土曜日までを受付期間とし、利用希望の日、時間が重なった時には希望者参加のもと、5 月第 3 土曜日に抽選を行うものとする。

### （利用料）

第 7 条 本事業の利用料は無料とする。ただし、材料費は利用者が負担するものとする。

### （備品の搬送）

第 8 条 借り受け及び返却にあたっての搬送は、利用者が行うものとする。

### （備品の管理義務）

第 9 条 借り受けた備品は、善良な管理を行い、貸し出し目的以外の使用または転貸をしてはならない。

2 備品に故障、破損、汚損、紛失等が生じた場合は、速やかに本会へ報告する

ものとする。

(備品の返却)

第10条 備品の返却は利用者が備品の清掃を十分に行ったあと、付属品等を確認し、本会職員立ち会いのもとに返却するものとする。

(返却通告)

第11条 本会会長は、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合には、貸し出し備品の返却通告を行うものとし、返却通告を受けたものは、速やかに備品を返却しなければならない。

- (1) 備品使用申込書の不正記述等により貸し出しを受けたとき
- (2) その他貸し出しの必要性がなくなると認められるとき

(費用弁償)

第12条 利用者の責めに帰すべき事由により第9条第2項に該当する事項があった場合は、その修繕等にかかる費用の実費を利用者が負担するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

付則 この要綱は、平成17年 2月14日から施行する。

付則 この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

付則 この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。